

茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託にかかるプロポーザルにおいて、業務内容及び業務の受託者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない基本的な仕様を示すものである。契約にあたっては、受託候補者との協議の上、改めて仕様を策定する。

1 業務名

茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託

2 目的

市民自らが身の回りの様々な人権課題に気づくきっかけづくりと、情報を提供することで、人権・男女共同参画課題への理解を深め、人権尊重のまち、男女共同参画社会の実現をめざす。

3 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 委託業務内容等

- (1) カレンダー発行に至る企画、編集、制作、印刷までの一連の業務を委託するものとする。
- (2) カレンダーは4月始まりとし、翌年3月までの1年間とする。
- (3) 配布対象は、中学1年生とする。啓発すべき人権及び男女共同参画の課題について、時期に応じた啓発コラム、各種啓発週間等を掲載する。テーマについては、特定の分野に偏らないこと。
〔テーマ例〕
デートDV、セクシュアルマイノリティ、携帯電話やインターネットでの人権問題、児童虐待、いじめ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、女性のチャレンジ、多文化共生、子どもの権利条約、SDGs、など
- (4) 市の「人権施策推進基本方針」、「男女共同参画計画」の基本理念や基本課題にのっとり、人権課題、男女共同参画についての情報や関連制度等及び本市の教育関係の情報を読みやすく、わかりやすく表現し、日常生活との結びつきを示していくことと併せて、多様化する家族の形態に配慮すること。
- (5) 啓発文や解説、資料、統計、イラスト、写真等を効果的に組み合わせ、配色等デザイン・レイアウトを考えること。読みやすく、視覚的に訴えるものとする。また、中学生も内容が理解できるよう平易な記載とすること。
- (6) 内容に興味を持った市民が、新たな考え方に気づいたり、具体的な行動を起こすための工夫や相談窓口を紹介するなど、人権・男女共同参画カレンダーとして活用できる有益な誌面であること。
- (7) カレンダーとして、中学生が使いたくなるような魅力的なものであること。
- (8) カレンダーのタイトルは各社の提案とする。
- (9) 校正回数は2回以上とすること。色校正あり。
- (10) カレンダーの仕様は以下のとおりとする。

カレンダーの仕様

サイズ：各社の提案とする。
頁 数：各社の提案とする。
用 紙：マットコート 90^キ（再生紙使用）
印 刷：両面オフセットカラー印刷
加 工：中綴じ製本、1穴あけ

※大豆インキ（同等品）使用とする。

※用紙、印刷については、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月）における紙類及び印刷の【判断の基準】を満たすものを使用すること。

但し、在庫等の制約から入手困難な場合は、発注担当者と協議の上、決定すること。

(11) 成果品（業務報告書）の納品

ア カレンダー 3, 600部

納入時は50部を1包とし、10部毎にカレンダーの向きを交互にする。

イ CD-ROM（電子データ） 1枚

PDFデータ及び編集可能なデータを（イラストレーター、フォトショップのデータ等）それぞれ納品すること。

(12) 納品

ア 納入場所：茨木市役所及び人権・男女共生課が指示する場所（市内中学校）

イ 納入期限：令和4年2月28日（月）

5 その他

(1) 本委託業務に係る一切の経費は、全て受託者の負担とする。

(2) 本業務委託料の支払いは、委託業務完了後に一括支払いとする。

(3) 契約後、納品まで概算スケジュールを作成し、本市へ提出すること。

(4) 受託者は、常に本市と密接な連絡をとり、協議しながら作成すること。

また、必要に応じて進捗状況を本市に報告すること。

(5) 印刷用紙及びインキについては、それぞれ調達業者からの品質等を明記した「出荷証明書」を提出すること。

(6) 著作権及び成果品に関する権利は茨木市に帰属する。

(7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、処理することとする。